

## 3 具体的な改善事項

改訂の要点	解説
<p><b>第1章 総説</b></p> <p><b>1 改訂の経緯</b></p> <p>(1) 道徳性を養うことが重要であることの提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命である。</li> </ul> <p>(2) 道徳教育を巡る課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること。</li> <li>②他教科に比べて軽んじられていること。</li> <li>③読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があること。</li> <li>④いじめの問題に起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うこと。</li> </ol> <p><b>2 改訂の基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①道徳教育の基本的な考え方</li> <li>②「特別の教科 道徳」(道徳科)の新設</li> <li>③道徳教育と道徳科の目標及び役割と関連性の明確化</li> <li>④道徳科の内容と指導方法</li> </ol>	<p><b>第1章 総説</b></p> <p><b>1 改訂の経緯</b></p> <p>(1) 道徳性を養うことが重要であることの理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「教育基本法」第1条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものであること。</li> </ul> </li> <li>○「教育再生実行会議」第一次提言 H25. 2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・心と体の調和の取れた人間の育成の観点から、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図ること。</li> </ul> </li> <li>○「道徳教育の充実に関する懇談会」報告 H25. 12 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育は、人が生きる上で必要なルールやマナー、規範意識などを身に付け、人としてよりよく生きることを根本で支えるものであること。</li> <li>・道徳教育の充実は、いじめの問題の解決だけでなく、我が国の教育全体にとっての重要な課題であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 課題を踏まえた改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。</li> <li>・発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」「議論する道徳」へと転換を図る。</li> <li>○「中央教育審議会」答申 H26. 10. 21 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるもの。</li> <li>・多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 改訂の基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①道徳教育の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を適切なものとして今後も引き継ぐ。</li> </ul> </li> <li>②「特別の教科 道徳」(道徳科)の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の時間を「特別の教科 道徳(道徳科)」として新たに位置付けた。</li> </ul> </li> <li>③道徳教育と道徳科の目標及び役割と関連性の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科の目標を明確で理解しやすいものにした。</li> <li>・道徳教育も道徳科も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことを前提とする。</li> </ul> </li> </ol>

<p>3 改訂の要点</p> <p>(1) 学校教育法施行規則改正の要点</p> <p>(2) 「総則」改善の要点</p> <p>ア 教育課程編成の一般方針</p> <p>イ 内容等の取扱いに関する共通事項</p> <p>ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>第3章 教育課程の編成及び実施</p> <p>第1節 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 道徳教育（第1章第1の2）</p> <p>(1) 道徳教育の展開と道徳科（第1章第1の2の前段）</p> <p>・学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、(略)～。</p>	<p>・各々の役割と関連を分かりやすい規定とした。</p> <p>④道徳科の内容と指導方法</p> <p>・内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとした。</p> <p>・指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、改善を図った。</p> <p>3 改訂の要点</p> <p>(1) 学校教育法施行規則改正の要点</p> <p>・道徳教育を「特別の教科である道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。</p> <p>(2) 「総則」改善の要点</p> <p>ア 教育課程編成の一般方針</p> <p>・道徳教育の目標を「自己（人間として）の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。</p> <p>・道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」こととした。</p> <p>イ 内容等の取扱いに関する共通事項</p> <p>・道徳教育の内容は、「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容であることを明記した。</p> <p>ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>(ア) 全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示した。</p> <p>(イ) 児童（生徒）の発達の段階や特性等を踏まえて小（中）学校における留意事項を示した。</p> <p>(ウ) 集団宿泊活動（職場体験活動）やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示した。</p> <p>(エ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示した。</p> <p>第3章 教育課程の編成及び実施</p> <p>第1節 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 道徳教育（第1章第1の2）</p> <p>(1) 道徳教育の展開と道徳科（第1章第1の2の前段）</p> <p>・道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものであることに鑑みると、児童（生徒）の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての</p>
---	--

<p>(2) 道徳教育の目標 (第1章第1の2の中段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己(人間として)の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</li> </ul>	<p>教育活動に関わるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別の教科として位置付けられた道徳科は、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考慮して発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実する。</li> </ul> <p>(2) 道徳教育の目標 (第1章第1の2の中段)</p> <p>○学校における道徳教育は、道徳性を養うことを目標としており、児童(生徒)一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。</p> <p>ア 教育基本法及び学校教育法の根本精神に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に、教育基本法においては、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うことを目的としていることが示されている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〈第1条〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的を実現するための目標として、真理を求める態度を養うことや豊かな情操と道徳心を培うことなどが挙げられている。〈第2条〉</li> <li>義務教育の目的として、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基盤を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とすることが規定されている。〈第5条第2項〉</li> </ul> <p>イ 自己(人間として)の生き方を考える</p> <p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童一人一人が、よりよくなろうとする自己を肯定的に受け止めること、他者との関わりや身近な集団の中での自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己について深く見つめることである。</li> </ul> <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、生徒自身が、自己を見つめ、「人間としての生き方を考える」ことによって、真に自らの生き方を育んでいくことが可能となる。</li> <li>人間についての深い理解なしに、生き方についての深い自覚が生まれない。</li> </ul> <p>ウ 主体的な判断の下に行動する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童(生徒)が日常生活での問題や自己の生き方に関する課題に正面から向き合い、(多様な価値観から)考え方の対立がある場合にも、(誠実にそれらの価値に向き合い、)自らの力で考え、よりよいと判断したり適切だと考えたりした行為の実践に向けて具体的な行動を起こすことである。</li> </ul> <p>エ 自立した人間として他者と共によりよく生きる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人は誰もがよりよい自分を求めて自己の確立を目指し、一人一人が他者と共に心を通じ合わせて生きようとしているため、他者との関係を主体的かつ適切にも</li> </ul>
--	---

<p>(3) 道徳教育を進めるに当たっての留意事項(第1章第102の後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育を進めるに当たっては、～(略)平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、(略)～</li> </ul> <p><b>第2節 内容等の取扱いに関する共通の事項</b></p> <p><b>4 道徳教育の内容(第1章第2の6)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。</li> </ul> <p><b>第6節 道徳教育推進上の配慮事項</b></p> <p><b>1 道徳教育の指導体制と全体計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校においては、(略)～道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。</li> </ul>	<p>つことができるようにすることが求められる。</p> <p>オ そのための基盤となる道徳性を養う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における道徳教育においては、特に道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲を主体的に行う意欲と態度の育成を重視する必要があると考えられる。</li> </ul> <p>(3) 道徳教育を進めるに当たっての留意事項(第1章第102の後段)</p> <p><b>【小学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育においては、単に法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの意義を自己の生き方との関わりで捉えるとともに、必要に応じてそれをよりよいものに発展させていくという視点にも留意して取り扱う必要がある。</li> </ul> <p><b>【中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育においては、単に法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間としての道徳的な生き方を問題にするという視点にも留意して取り扱う必要がある。</li> </ul> <p><b>第2節 内容等の取扱いに関する共通の事項</b></p> <p><b>4 道徳教育の内容(第1章第2の6)</b></p> <p>(1) 内容の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科はもとより、各教科、外国語活動(小のみ)、総合的な学習の時間及び特別活動で行われる道徳教育において、それぞれの特質に応じて適切に指導する。</li> <li>・内容項目に含まれる道徳的価値について一般的な意味を理解させるだけでなく、発達の段階を踏まえつつ、その意義などについて(広い視野から)多面的・多角的な視点から考えさせる。</li> <li>・児童(生徒)自身が道徳的価値の自覚を深め発展させていくことができるよう、実態に基づく課題に即した指導をしていく。</li> </ul> <p>(2) 内容項目の重点的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育活動全体を通じ、学校としての道徳教育で重点的に取り扱う内容やその生かし方の特色が明確になった指導を行うよう心掛ける。</li> </ul> <p><b>第6節 道徳教育推進上の配慮事項</b></p> <p><b>1 道徳教育の指導体制と全体計画</b></p> <p>(1) 道徳教育の指導体制(第1章第4の3(1)の前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示す。</li> <li>・道徳教育推進教師については、校長が適切に任ずるとともに、学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなど創意工夫した対応が求められる。さらに、道徳教育推進教師の研修や近隣の学校の道徳教育推進教師との連携等も積極的に進める。</li> <li>・学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるためには、例えば、学校全体の道徳教育を推進するための組織や家庭や地域社会との連携等の推進上の</li> </ul>
--	--

<p>・(略)～, 児童(生徒), 学校及び地域の実態を考慮して, 学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに, (略)～指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。</p> <p><b>2 指導内容の重点化(第1章第4の3(2))</b></p> <p><b>【小学校】</b></p> <p>〔第1・2学年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること。</li> <li>・善悪を判断し, してはならないことをしないこと。</li> <li>・社会生活上のきまりを守ること。</li> </ul> <p>〔第3・4学年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・善悪を判断し, 正しいと判断したことを行うこと。</li> <li>・身近な人々と協力し助け合うこと。</li> <li>・集団や社会のきまりを守ること。</li> </ul> <p>〔第5・6学年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手の考え方や立場を理解して支え合うこと。</li> <li>・法やきまりの意義を理解して進んで守ること。</li> <li>・集団生活の充実に努めること。</li> <li>・伝統と文化を尊重し, それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに, 他国を尊重すること。</li> </ul> <p><b>【中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の発達の段階や特性等を踏まえ, 指導内容の重点化を図ること。その際, 小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ, 以下のことに留</li> </ul>	<p>課題にあわせた組織を設けたり, 各学年段階や校務分掌ごとに推進するための体制を整えたりするなど, 学校の実情に応じて機能的な協力体制を構築する。</p> <p><b>(2) 道徳教育の全体計画(第1章第4の3(1)の後段)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画の意義, 内容, 作成上の創意工夫と留意点について十分に理解し作成する。</li> </ul> <p><b>(3) 各教科等における指導の基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等の指導を通じて児童(生徒)の道徳性を養うためには, 教師の用いる言葉や児童(生徒)への接し方, 授業に臨む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化とともに, 次のような視点が挙げられる。</li> </ul> <p>ア 道徳教育と各教科等の目標, 内容及び教材との関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの特質に応じて道徳の内容に関わる事項を明確にすること。</li> </ul> <p>イ 学習活動や学習態度への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳的習慣や道徳的行為についての指導を通じてこれらの意義を理解し, 自らの判断により, 進んで適切な実践ができるような道徳性を養うこと。</li> </ul> <p><b>(4) 各教科等における道徳教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科, 外国語活動(小のみ), 総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育については, 道徳科の内容についてそれぞれの特質に応じて適切に指導すること。</li> </ul> <p><b>2 指導内容の重点化(第1章第4の3(2))</b></p> <p><b>【小学校】</b></p> <p><b>(1) 各学年を通じて配慮すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底し, 自己の生き方についての指導を充実する。</li> <li>・小学校においては, 各学年を通じて, 自立心や自律性, 生命を尊重する心, 他者を思いやる心の育成に配慮する。</li> </ul> <p><b>(2) 学年段階ごとに配慮すること</b></p> <p>〔第1・2学年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育との接続に配慮するとともに, 家庭と連携しながら繰り返し指導する。</li> </ul> <p>〔第3・4学年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1・2学年の重点を踏まえた指導の充実を基本として, 特に, 身近な人々と協力し助け合うこと, さらに集団や社会のきまりを守ることについて理解し, 自ら判断できる力を育てる。</li> </ul> <p>〔第5・6学年〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それまでの学年における指導を踏まえ, 中学校段階との接続も視野に入れ, 特に国家・社会の一員としての自覚を育てることを重視した適切な指導を行う。</li> </ul> <p><b>【中学校】</b></p> <p><b>(1) 自立心や自律性を高め, 規律ある生活をする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現実の世界から逃避したり, 今の自分さえよければよいと考えたりするのではなく, これまでの自分の</li> </ul>
--	---

<p>意する。</p> <p>①自立心や自律性を高め、規律ある生活をするこ と。</p> <p>②生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高 く生きようとする心を育てること。</p> <p>③法やきまりの意義に関する理解を深めること。</p> <p>④自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成 に参画する意欲と態度を養うこと。</p> <p>⑤伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国 と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、 国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付 けること。</p>	<p>言動を振り返るとともに、自分の将来を考え、他者 や集団・社会との関わりの中で自制し生きていくこ とができる自己を確立し、道徳的に成長を遂げるこ とが望まれる。</p> <p>(2) 生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生 きようとする心を育てること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり、医師や看護 師などから生命に関する話を聞く機会をもったり、生 命倫理に関わる問題を取り上げ話し合ったりするこ となど、生命の尊さを深く考えさせ、かけがえのない 生命を尊重する心を育成する取組が求められる。</li> </ul> <p>(3) 法やきまりの意義に関する理解を深めること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を確 実に身に付けさせるとともに、民主主義社会におけ る法やきまりの意義やそれらを遵守することの意味 を理解し、主体的に判断し、社会の秩序と規律を自 ら高めていこうとする意欲や態度を育てる指導が重 要である。</li> </ul> <p>(4) 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参 画する意欲と態度を養うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人々との人間関係を問い直したり、職場体験 活動を通して自らの将来の生き方を思い描いたり、 地域についての学習を通して将来の社会の在り方を 協働して探究したり、ボランティア活動などの体験 活動を生かしたりするなどして、社会の形成に主体 的に参画しようとする意欲や態度を身に付けていく ことが大切である。</li> </ul> <p>(5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と 郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際 社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるこ と</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土や国で育まれてきた優れた伝統と文化などのよ さについて理解を深め、それらを育んできた我が国 や郷土を愛するとともに、国際的視野に立って、他 国の生活習慣や文化を尊重する態度を養うことが大 切である。また、国際社会の中で独自性をもちなが ら国際社会の平和と発展、地球環境の保全に貢献で きる国家の発展に努める日本人として、主体的に生 きようとする態度を身に付けていくことが求められ る。</li> </ul>
<p>3 豊かな体験活動の充実といじめの防止(第1章第4節3(3))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)～集団宿泊活動(職場体験活動)やボランテ ィア活動、自然体験活動、地域の行事への参加な どの豊かな体験を充実すること。(略)～その際、 いじめの防止や安全の確保等にも資することとな るよう留意すること。</li> </ul>	<p>3 豊かな体験活動の充実といじめの防止(第1章第4節3(3))</p> <p>(1) 学校や学級内の人間関係や環境</p> <p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師と児童の相互の信頼関係、児童相互の豊かな人間 関係、物的な環境の充実・整備に努める。</li> </ul> <p>【中学校】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒自らが学校や学級の環境の充実・整備を積極的に行うことができるよう、特別活動等とも関連を図りながら指導する。</li> </ul> <p><b>(2) 豊かな体験の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の関係機関・団体等で行う地域社会振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練などに学校や学年として参加する際には、行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にする。</li> </ul> <p><b>(3) 道徳教育の指導内容と児童の日常生活</b></p> <p>ア いじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てる。</li> <li>・自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気づき、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止等に児童が主体的に関わる態度へとつながるようにする。</li> </ul> <p><b>【小学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに下記の内容項目を追加した。</li> </ul> <p>[第1・2学年]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の特徴に気付くこと。</li> <li>・自分の好き嫌いとらわれないで接すること。</li> </ul> <p>[第3・4学年]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。</li> <li>・誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。</li> </ul> <p>[第5・6学年]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。</li> </ul> <p><b>【中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校では、生徒自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できるような集団を育てることが大切であり、生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力など、いじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、様々な体験活動や協同して探究する学習活動を通して、学校・学級の諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進める。</li> </ul> <p>イ 安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようと</li> </ul>
--	--

<p>4 家庭や地域社会との連携（第1章第4の3（4））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり，道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど，（略）～。</li> </ul>	<p>する社会参画の精神などを深めることが，児童の安全の確保に積極的に関わる態度につながるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全に関する指導に当たっては，学校の安全教育の目標や全体計画，各教科等との関連を考えながら進める。</li> </ul> <p>4 家庭や地域社会との連携（第1章第4の3（4））</p> <p>（1）道徳教育に関わる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校長の方針に基づいて作成した道徳教育の全体計画や道徳教育の成果としての児童のよさや成長の様子を知らせる学校通信</li> <li>学校のホームページなどインターネットを活用した情報発信</li> </ul> <p>（2）家庭や地域社会との相互連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校での道徳教育の実情について説明したり，家庭や地域社会における児童のよさや成長等を知らせてもらったりする情報交換会</li> <li>児童（生徒）の道徳性の発達や学校，家庭，地域社会の願いを交流し合う機会</li> <li>こうした情報交換で把握した問題点や要望などに着目した講演会</li> <li>学校運営協議会制度や学校評価などの活用</li> </ul>
--	--